

## 豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業実施要綱

- 令和元年7月3日付け元農畜機第2228号
- 一部改正 令和元年8月1日付け元農畜機第2891号
- 一部改正 令和元年9月12日付け元農畜機第3655号
- 一部改正 令和元年9月17日付け元農畜機第3712号

平成30年9月、我が国において、26年ぶりに豚コレラが発生し、岐阜県、愛知県等の養豚施設において断続的に発生が確認されるとともに、野生イノシシにおいても感染が確認されているところである。

これを受けて、豚コレラの発生予防に重要な養豚施設の飼養衛生管理基準の遵守について強化するとともに、野生イノシシに対する経口ワクチンの散布を実施しているが、感染イノシシが確認されている地域では、引き続き野生イノシシを介した豚コレラウイルスの拡散が懸念されている。

このような中、周辺の養豚経営体が将来にわたって安心して生産に取り組む環境を整えていくためには、愛知県等の感染イノシシ確認エリア周辺等の養豚施設において、一時的に農場の空舎期間を確保し、バイオセキュリティの向上を図ることが重要である。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、地域の衛生管理再生緊急支援にかかる計画に基づき、養豚経営体での飼養豚の早期出荷や効率的かつ確実な施設構造の改変等の施設整備等を図る事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、もって地域における畜産業の復興に資するものとする。

この補助事業の実施に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### 第1 事業実施主体等

#### 1 事業実施主体

この事業の各県における事業実施主体は、別表に掲げる者とする。

#### 2 取組主体

取組主体は、養豚経営体を直接の構成員とする事業実施主体又は生産者集団等とする。

(1) 生産者集団等は、養豚業を営む者（3戸以上）で構成される地域の生

産者集団（以下「生産者集団」という。）、農業協同組合、農業協同組合連合会、畜産業の振興に資する事業を行う一般社団法人若しくは一般財団法人とする。

- (2) 生産者集団は、次に掲げる事項について定款又は規約を定めているものとする。
- ア 生産者集団の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する事項
  - イ 生産者集団の組織及び運営に関する事項
  - ウ 養豚の振興に関する事項
  - エ 会計、補助金の管理及び使途に関する事項
  - オ その他生産者集団の目的の達成に必要な事項

## 第2 定義

### 1 緊急支援計画

(1) 取組主体が策定する、安定的な養豚経営に向け、地域のバイオセキュリティ向上を促進するための計画であって、次に定める内容を記載するものをいう。

- ア 緊急支援計画の達成に向けた養豚経営体ごとの役割分担
- イ 緊急支援計画の対象とする地域
- ウ 地域のバイオセキュリティを向上させるための以下の取組に関すること。
  - (ア) 早期出荷等クリアリング支援
  - (イ) 飼養衛生管理強化支援
  - (ウ) 経営再開支援
  - (エ) ハイリスク地域等衛生管理強化支援
  - (オ) 繁殖雌豚再導入支援

(2) 取組主体は、緊急支援計画の策定に当たっては、2の衛生管理協議会の指導・助言を得て行う。また、事業実施主体及び県を通じて、農林水産省消費・安全局動物衛生課に協議するものとする。また、これらを変更する場合も同様とする。

### 2 衛生管理協議会

衛生管理協議会は、県内の養豚経営体、県及び県内関係機関等の職員をもって構成するものとし、取組主体が緊急支援計画を策定するに当たって指導助言等を行うものとする。

### 3 対象地域

この事業の対象となる地域は、農場への豚コレラウイルスの侵入リスクが高いとして農林水産省消費・安全局動物衛生課から事業実施主体に通知された地域とする。

### 4 事業対象者

この事業の対象者は、1の緊急支援計画に基づき、第3の事業に取り組

む養豚経営体であって、取組主体に事業参加を申し出、承認された者とする。

### 第3 事業の内容

この事業の内容、事業の実施及び補助金交付の手續等については、事業の種目ごとに次に定めるとおりとする。

#### 1 早期出荷等クリアリング支援事業

養豚施設に空舎期間を確保するため、早期出荷又は淘汰を行った場合の早期出荷促進費を交付する事業であり、別添1のとおりとする。

#### 2 飼養衛生管理強化支援事業

飼養衛生管理を強化するため、緊急支援計画に基づく施設整備等について支援する事業であり、別添2のとおりとする。

#### 3 経営再開支援事業

1の事業により、空舎期間を設けた養豚経営体が、1の事業を行った養豚施設で経営再開を行った場合に、経営中止期間中の固定費に充てるための経営再開支援金を交付する事業であり、別添3のとおりとする。

#### 4 ハイリスク地域等衛生管理強化支援事業

対象地域の飼養衛生管理レベルの高位維持のため、通常の衛生管理以上の取組を行う際に必要となる消毒薬、殺鼠剤等の衛生資材の掛かり増し分を導入・備蓄する場合に支援する事業であり、別添4のとおりとする。

#### 5 繁殖雌豚再導入支援事業

緊急支援計画に基づき、1の事業により、繁殖雌豚の出荷又は淘汰に取り組んだ養豚経営体が、経営再開するために必要となる繁殖雌豚の導入について支援する事業であり、別添5のとおりとする。

### 第4 事業の推進指導等

1 事業実施主体は、農林水産省及び機構の指導の下、県、関係機関及び関係団体との連携に努め、生産者集団等に対するこの事業の趣旨、内容等の周知徹底に努めるとともに、この事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

2 取組主体は、事業実施主体の指導の下、関係団体等との連携に努め、この事業の円滑な推進を図るものとする。

3 県知事（本事業の対象となる養豚経営体が所属する事業実施主体又は生産者集団等の主たる事務所の所在地を管轄する県知事をいう。以下同じ。）は、この事業の適正かつ円滑な実施を図るため、この事業の趣旨、内容等について周知徹底に努めるとともに、関係団体等に対する指導及び監督を行うものとする。

#### 4 家畜共済等の積極的な活用

事業実施主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業対象者へ、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく家畜共

済への積極的な加入を促すものとする。

#### 5 環境と調和の取れた農業生産活動

事業実施主体は、第3の事業の実施に当たっては、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づき、事業に参加する養豚経営体及び事業を実施する生産者集団等に対し、環境と調和のとれた農業生産活動の推進が図られるよう指導するものとする。

ただし、事業に参加する養豚経営体がGAP取得チャレンジシステムと同等以上の水準の取組を実践する場合は、この限りでない。

#### 第5 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が別に定めるものとする。

附 則（令和元年7月3日付け元農畜機第2228号）  
この要綱は、令和元年7月3日から施行する。

附 則（令和元年8月1日付け元農畜機第2891号）  
この要綱の改正は、令和元年8月1日から施行する。

附 則（令和元年9月12日付け元農畜機第3655号）  
この要綱の改正は、令和元年9月12日から施行する。

附 則（令和元年9月17日付け元農畜機第3712号）  
この要綱の改正は、令和元年9月17日から施行する。

別表

県	事業実施主体
富山県	公益社団法人富山県畜産振興協会
長野県	一般社団法人長野県畜産会
岐阜県	一般社団法人岐阜県畜産協会
愛知県	愛知県養豚農業協同組合
三重県	一般社団法人三重県畜産協会

## 別添1 早期出荷等クリアリング支援事業

### 第1 事業の内容

事業実施主体は、次に掲げる事業を行うものとする。また、事業実施主体は、生産者集団等が次に掲げる事業を行う場合は、その実施に要する経費を補助するものとする。

#### 1 早期出荷促進費交付事業

緊急支援計画で定めた地域内の養豚経営体が、同計画に基づき実施する、養豚施設の空舎期間を確保する取組を支援するため、早期出荷又は淘汰を行った場合の早期出荷促進費の交付

#### 2 早期出荷等クリアリング推進事業

1の事業の円滑な推進を図るために行う取組

#### 3 衛生管理協議会開催事業

緊急支援計画を策定するための衛生管理協議会の開催

### 第2 事業の実施等

#### 1 事業実施要領の作成

事業実施主体は、第1の事業を実施するに当たり、生産者集団等に経費の一部を補助する場合は、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続等を定めた実施要領を作成し、理事長に提出し、承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

#### 2 事業の委託

事業実施主体は、本事業の一部を理事長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとする。

この場合、事業実施主体は、あらかじめ委託の趣旨、内容、仕組み、委託先、手数料等を定めた事業委託要領を作成し、理事長に報告するものとする。

#### 3 事業の実施要件等

##### (1) 事業の対象となる豚

この事業の対象となる豚は、対象地域に所在する豚コレラ未発生農場で飼養されるものとする。なお、経営再開しない農場にあっても、緊急支援計画に基づき早期出荷等を行う豚は、本事業の対象とする。

##### (2) 繁殖豚の評価額

繁殖豚の評価額は、次に掲げる者のうちから、それぞれ1名以上が選定された3名以上により評価された出荷又は淘汰時の額とする。

ア 家畜防疫員

- イ 家畜防疫員以外の地方公務員で畜産の事務に従事するもの
  - ウ 地方公務員以外の者で畜産業に経験のあるもの
- 4 事業の実施期間  
この事業の実施期間は、令和元年度とする。

### 第3 機構の補助等

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、第1に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

### 第4 補助金交付の手続等

#### 1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに、別紙様式第1号の豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（早期出荷等クリアリング支援事業）補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

#### 2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金交付決定があった後において、次に掲げる内容の変更をしようとする場合には、あらかじめ別紙様式第2号の豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（早期出荷等クリアリング支援事業）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

#### 3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第3号の豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（早期出荷等クリアリング支援事業）補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

#### 4 事業の実績報告

事業実施主体は、事業の実績とともに事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、別紙様式第4号の豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（早期出荷等クリアリング支援事業）実績報告書を作成し、理事長に提出するものとする。

ただし、事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合

は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日までとする。

## 第5 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 事業実施主体は、機構に対して第4の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

- 2 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第4の4に係る実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第4の4に係る実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、別紙様式第5号の豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（早期出荷等クリアリング支援事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合には、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合（事業実施主体自ら若しくはそれぞれの生産者集団等の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

## 第6 帳簿等の整備保管等

事業実施主体は、この事業に係る経理については、他と明確に区分し経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備保管するものとする。なお、その保管期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

## 第7 調査及び報告

- 1 機構は、この要綱に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績につ



いて、必要に応じて、生産者集団等、事業実施主体に対し調査し、又は報告を求め、若しくは指導することができるものとする。

- 2 事業実施主体及び県は、生産者集団等及び養豚経営体に対し、事業実施状況及び事業実績について調査し、又は報告を求め、若しくは指導することができるものとする。

別表

事業名	補助対象経費	補助率
<p>1 早期出荷等クリ アリング支援事業 (1) 早期出荷促進 費交付事業</p>	<p>養豚農場の空舎期間を 確保するため、早期出荷又 は淘汰を行った場合の早 期出荷促進費の交付</p>	<p>1 / 2 以内 ただし、1 頭当たりの早期 出荷促進費の単価は、 ア 出荷する肥育豚 39,000円から販売額 を控除した額 イ 淘汰する肥育豚 39,000円に加え、処理 費の実費 (ただし、処理費の実費 は5,000円(哺乳豚は 3,000円)を上限とす る) ウ 出荷する繁殖豚 評価額から販売額を 控除した額 エ 淘汰する繁殖豚 評価額に加え、処理費 の実費 (ただし、処理費の実費 は5,000円を上限とす る)</p>
<p>(2) 早期出荷等ク リアリング推進 事業</p>	<p>(1) の事業を円滑に実 施するために必要な次の 経費 ア 評価人等手当 イ 評価人等旅費 ウ 頭数確認等事務作 業員手当 エ 調査旅費 オ 子豚等輸送容器購 入費 カ 子豚等保管用冷凍 コンテナリース費 キ 子豚等輸送経費 ク 防疫資材購入費 ケ 高圧洗浄消毒器購 入費</p>	<p>定額</p>

<p>(3) 衛生管理協議 会開催事業</p>	<p>コ 推進事務費  緊急支援計画策定のため の衛生管理協議会の開 催</p>	<p>定額</p>
<p>2 推進指導事業</p>	<p>事業実施主体が1の事 業の円滑な推進を図るた めに行う、事業の推進、指 導及び調査等の取組に対 し、必要な経費</p>	<p>定額</p>

別紙様式第1号

令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業  
(早期出荷等クリアリング支援事業) 補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名 印

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業実施要綱別添1の第4の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（早期出荷等クリアリング支援事業）実施計画書」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
1 早期出荷等クリアリング支援 (1) 早期出荷促進費交付事業 (2) 早期出荷等クリアリング推進事業 (3) 衛生管理協議会開催事業				
2 推進指導事業				
計				

注：事業を委託して実施する場合は、該当する事業費の欄にその委託費の額を（ ）書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 令和 年 月 日

(2) 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

5 添付書類

(1) 定款

(2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書

(3) 緊急支援計画

別紙様式第1号の別紙

令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業  
 (早期出荷等クリアリング支援事業) 実施計画書

1 早期出荷等クリアリング支援計画

養豚 経営 体	出荷・淘汰 時期 (年月日)	肥育豚		繁殖豚		出荷 先	処理 先	備考
		出荷 (頭)	淘汰 (頭)	出荷 (頭)	淘汰 (頭)			
計								

2 早期出荷促進費交付事業

(単位：頭、円)

内容	事業費	単価	頭数	備考
(1) 出荷する肥育豚				
(2) 淘汰する肥育豚				
(3) 出荷する繁殖豚				
(4) 淘汰する繁殖豚				
計				

3 早期出荷等クリアリング推進事業

(単位：円)

内容	事業費	積算根拠
(1) 評価人等手当		
(2) 評価人等旅費		

(3) 頭数確認等事務作業員手当		
(4) 調査旅費		
(5) 子豚等輸送容器購入費		
(6) 子豚等保管用冷凍コンテナ リース費		
(7) 子豚等輸送経費		
(8) 防疫資材購入費		
(9) 高圧洗浄消毒器購入費		
(10) 推進事務費		
計		

#### 4 衛生管理協議会開催事業

区分	事業費	積算根拠
計		

#### 5 推進指導事業

区分	事業費	積算根拠
計		

別紙様式第2号

令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業  
(早期出荷等クリアリング支援事業) 補助金交付変更承認申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知の  
あった豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業(早期出荷等クリアリング支援事業)  
の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、豚コレラ衛生管  
理再生緊急支援事業実施要綱別添1の第4の2の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容  
別紙「令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（早期出荷等ク  
リアリング支援事業）実施計画書」のとおり
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

注：別紙様式第1号の記に準じ、変更部分が容易に比較対照できるよう2段書  
きし、上段に変更前を（ ）書きで記載すること。



別紙様式第3号

令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業  
 (早期出荷等クリアリング支援事業) 補助金概算払請求書

番 号  
 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
 理事長 殿

住 所  
 団体名  
 代表者名 印

令和 年 月 日 付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業(早期出荷等クリアリング支援事業)について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業実施要綱別添1の第4の3の(2)の規定に基づき請求します。

記

1 補助金概算払請求額

区分	交付決定		事業遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既概算 払受領 額 ④	今回概 算払請 求額 ⑤	令和 年 月 日まで 予定出来高 (④+⑤) /②	残額 ②-④ -⑤
	事業 費 ①	機構 補助 金 ②	事業 費 ③	機構 補助 金	事業費 出来高 ③/①				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
計									

注：それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名  
 預金種類  
 口座番号  
 口座名義

別紙様式第4号

令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業  
(早期出荷等クリアリング支援事業) 実績報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあつた豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（早期出荷等クリアリング支援事業）について、下記のとおり実施したので、豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業実施要綱別添1の第4の4の規定に基づきその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（早期出荷等クリアリング支援事業）実績書」のとおり

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

注1：1～3は別紙様式第1号に準じて作成すること。

注2：3は、計画と実績が比較できるように2段書きし、上段に交付決定額を（ ）書きし、下段に実績を記入すること。

4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日                      令和 年 月 日  
(2) 事業完了年月日                      令和 年 月 日

6 振込先金融機関名等

金融機関名

預金種類

口座番号

口座名義

別紙様式第5号

令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業  
(早期出荷等クリアリング支援事業)に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知の  
あった豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業(早期出荷等クリアリング支援事業)  
補助金について、豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業実施要綱別添1の第5の3  
の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額金 円を返還  
します。(返還がある場合、記載すること。))

記

- 1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額  
( 年 月 日 農畜機第 号による補助金額の確定通知額)  
金 円
- 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円
- 4 補助金返還相当額(3-2)  
金 円

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)

- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[ ]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[ ]

注：記載内容の確認のための、以下の資料を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

## 別添 2 飼養衛生管理強化支援事業

### 第 1 事業の内容

事業実施主体は、次に掲げる事業を行うものとする。また、事業実施主体は、生産者集団等が次に掲げる事業を実施する場合は、その実施に要する経費を補助するものとする。

#### 1 飼養衛生管理強化施設整備等事業

養豚経営体が肉豚を飼養していた飼養管理施設で飼養衛生管理を強化した上で経営を再開するにあたり、その負担の軽減を図るため、緊急支援計画に基づき養豚経営体で作成する飼養衛生管理強化に関する計画(以下「衛生強化計画」という。)に基づき行う、施設の整備並びに機械及び器具の導入(それらの補改修及び設置のための付帯工事を含む。以下同じ。)(以下「施設整備等」という。)に対する支援

#### 2 飼養衛生管理強化推進事業

衛生強化計画作成への支援及び 1 の事業の円滑な推進を図るために行う取組

### 第 2 対象者

第 1 の施設整備等を実施する養豚経営体は、次のいずれかの施設において肉豚の経営を再開する者とする。

- 1 別添 1 の早期出荷等クリアリング支援事業に取り組んだ飼養管理施設
- 2 要綱第 2 の 3 で規定する対象地域に所在し、家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 166 号)第 16 条の規定に基づき豚コレラの患畜又は疑似患畜としてと殺された肉豚を飼養していた飼養管理施設

### 第 3 補助対象の範囲

- 1 第 1 の 1 の事業における補助対象の範囲は、次に掲げる施設整備等とする。ただし、(2)の施設整備等については必要な理由を記した書面を作成し、第 4 の 4 の (2) の事業実施計画書に添付すること。

(1) 別表 2 に掲げる施設、機械及び器具(以下「施設等」という。)の施設整備等のうち取組主体が設置する家畜防疫員その他の畜産防疫に関する専門家から成る認定委員会(以下「認定委員会」という。)が養豚経営体の飼養管理施設ごとに衛生管理強化のために必要であると認めたもの

(2) 別表 2 に掲げる施設等の施設整備等と同等の効果を有するとして、同表に掲げる施設等以外の施設整備等で養豚経営体の飼養管理施設ごとに衛生管理強化のために認定委員会が特に必要であると認めたもの

- 2 第1の1の事業により補助対象として導入する機械及び器具（以下「補助対象機械等」という。）は、一般に市販されているものとし、試験研究のために製造されたものについては、補助対象としないものとする。
- 3 補助対象機械等は、原則として新品とする。ただし、取組主体が必要と認める場合には、中古品を対象とすることができるものとする。この場合における補助対象機械等は、その設置時において、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過年数を差し引いた残存期間が2年以上であるものに限るものとする。
- 4 施設整備等は、畜舎の建て替え・増築等、衛生管理の強化以外の内容及び既存施設等の代替として同種・同能力のものを再整備等するいわゆる更新は補助の対象外とするものとする。
- 5 施設整備等に伴う用地の買収若しくは造成に要する経費、既存施設等の撤去に要する経費、賃借に要する経費又は補償費は補助の対象外とするものとする。
- 6 養豚経営体が機械及び器具（以下「機械等」という。）を導入する場合に、当該機械等の取得に必要な費用の一部を取組主体が助成する取組については、次のいずれかに該当する場合に限り、緊急支援計画を作成した取組主体に対して必要な経費を補助する。
  - (1) 養豚経営体が機械等の管理を行うことに経営上の合理性があると認められるとき。
  - (2) その他、緊急支援計画の達成のために必要であると認定委員会が認めるとき。
- 7 養豚経営体が施設を整備する場合に、当該施設の整備に必要な費用の一部を取組主体が助成する取組について、緊急支援計画を作成した取組主体に対して必要な経費を補助する。

#### 第4 事業の実施等

##### 1 事業実施要領の作成

事業実施主体は、第1の事業を実施するに当たっては、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続等を定めた実施要領を作成し、理事長に提出し、承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

##### 2 事業の委託

事業実施主体は、本事業の一部を理事長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとする。

この場合、事業実施主体は、あらかじめ委託の趣旨、内容、仕組み、委託先、手数料等を定めた事業委託要領を作成し、理事長に報告するものと

する。

### 3 衛生強化計画の作成

- (1) 取組主体は、認定委員会が承認した養豚経営体の衛生強化計画を取りまとめ、事業実施主体に提出するものとする。
- (2) 衛生強化計画の作成に当たっては、取組主体の指定する者が衛生強化計画の対象となる養豚経営体に対して現地調査を実施することとする。
- (3) 認定委員会が(1)により衛生強化計画を承認するにあたっては、同計画に必要な施設整備等の内容が記載されており、また同計画が(2)の調査結果を踏まえたものとなっているか確認するものとする。

### 4 事業実施計画の作成等

- (1) 取組主体は、事業実施計画書を作成し、取組主体が生産者集団等である場合にあつては、事業実施主体の承認を受けるものとする。
- (2) 事業実施主体は、(1)により提出された事業実施計画を取りまとめ、必要な書類等の確認等を行った上で、自ら作成する事業実施計画と合わせて別紙様式第1号により事業実施計画書を作成し、理事長の承認を受けるものとし、事業実施主体はこの理事長の承認を受けた後に(1)の承認を行うものとする。

この場合において、事業実施主体は、あらかじめ当該事業実施計画(第3の1のただし書により作成する書面を含む。)を県を通じて農林水産省消費・安全局動物衛生課長に協議するものとする。

- (3) 事業実施主体は、(1)及び(2)で提出のあった事業実施計画について、次に掲げる変更等をしようとするときは、(1)及び(2)に準じて変更の承認を受けるものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 事業実施地区の変更

ウ 取組主体の変更

エ 事業費の30%を超える増減

オ 補助金の増又は30%を超える減

カ 設置場所の変更

### 5 事業名等の表示

この事業により施設整備等を実施した施設等(以下「補助対象施設等」という。)には、本事業の名称、事業実施年度、事業実施主体名及び取組主体の名称等を表示するものとする。

### 6 機械等の導入の実施に係る留意事項

- (1) 補助対象機械等の選定に当たっては、過剰な投資とならないよう、飼養規模に即したものを選定するものとする。
- (2) 補助対象機械等の購入先の選定に当たっては、当該機械等の希望小売価格を確認するとともに、一般競争入札を実施し、又は三者以上の業者



から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。

(3) 養豚経営体は、補助対象機械等の性質に応じて、メーカー等とのメンテナンス契約を締結する等、常に良好な状態で管理に努めるものとする。

(4) 補助対象機械等は法定耐用年数以上利用するものとする。

(5) 養豚経営体は、補助対象機械等について、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）の加入に努めるものとする。

(6) 養豚経営体は、天災その他の災害により、事業が予定の期間内に完了せず、又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を、取組主体を経由して事業実施主体に報告し、その指示を受けるものとする。

なお、報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度、復旧見込額又は防災、復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとする。

また、事業実施主体は、必要がある場合は、現地調査を実施し、報告事項の確認を行うものとする。

(7) 養豚経営体は、補助対象機械等について、処分制限期間（独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間（平成16年4月8日付け16農畜機第123号）に定められている処分制限期間をいう。以下同じ。）内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに、取組主体を経由して、事業実施主体に報告するものとする。

事業実施主体は、当該報告を受けたときは、当該機械等の被害状況を調査確認し、遅滞なく、調査の概要、対応措置等を付し、理事長に報告するものとする。

なお、事業実施主体が、当該機械等の復旧が不可能であると判断した場合にあっては、畜産業振興事業の実施について別添2畜産業振興事業により取得した財産の処分の取扱いの定めるところにより、理事長に報告を行うものとする。

(8) 養豚経営体は、補助対象機械等の管理状況を明確にするため財産管理台帳を整備してこれを保管するものとし、当該機械等の設置を行った後、その写しを速やかに取組主体に提出するものとする。取組主体は、養豚経営体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、処分制限期間中の機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

(9) 養豚経営体は、補助対象機械等について移転、更新又は主要機能の変更若しくは飼養衛生管理に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築及び模様替え等を当該機械等の耐用年数期間内に行う場合は、あらかじめ、取組主体を経由して事業実施主体にこれを届け出て、その指示を受ける

ものとする。

事業実施主体は、当該届出があった場合、養豚経営体への指示に先立ち、畜産業振興事業の実施について15の(3)により理事長にこれを届け出て、その指示を受けるものとする。

#### 7 施設の整備に係る留意事項

- (1) 補助対象事業費は、地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。
- (2) 本事業により整備する施設等の能力及び規模は、取組主体内で十分協議し、適切な能力及び規模のものを選定するものとする。
- (3) 補助対象経費は、本事業に直接要する経費であって、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものに限るものとする。
- (4) 整備施設の管理等については、6の(7)から(9)までの規定を準用するものとする。

#### 8 事業の着工等

- (1) 養豚経営体による本事業の着手は、原則として、事業実施主体から取組主体に対する交付決定後に行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に事業の着工等を行う場合は、取組主体は、あらかじめ、事業実施主体の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を作成し、事業実施主体に提出するものとする。
- (2) (1)のただし書により交付決定前に本事業の着手をする場合については、取組主体は、事業の内容が明確となつてから、本事業の着手をするものとし、交付決定を受けるまでの間に生じたあらゆる損失について、自己の責めに帰することを了知の上で行うものとする。
- (3) 事業実施主体は、取組主体から(1)の交付決定前着手届の提出があった場合は、理事長にその写しを提出するものとする。
- (4) 事業実施主体は、(1)のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう取組主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

#### 9 取組主体による現地確認

- (1) 本事業による施設整備等完了後、経営再開前に、取組主体の指定する者が再度現地調査において適切な施設整備等が行われたことを確認し、確認内容に対する調書を作成するとともに、当該調書を事業実施主体に提出するものとする。
- (2) 事業実施主体は、(1)により提出を受けた調書を取りまとめ、実績報告書に添付するものとする。

## 1 0 財産の処分制限期間における取扱い

- (1) 養豚経営体は、事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含まない。）の単価が50万円未満の機械・器具を除く。）については、補助金交付の翌年度から処分制限期間において、取組主体の長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。
- (2) 養豚経営体が（1）により取組主体の長の承認を得て財産を処分したことにより収入を得た場合には、当該収入の全部又は一部を取組主体に納付させることがある。
- (3) 取組主体は、（1）により承認しようとする場合は、あらかじめ、事業実施主体を経由して理事長の承認を受けなければならない。
- (4) 事業実施主体は、（3）により理事長の承認を受けようとする場合には、畜産業振興事業の実施について別添2の畜産業振興事業により取得した財産の処分の取扱いによるものとする。
- (5) 取組主体は、（2）により養豚経営体からその収入の全部又は一部の納付を受けた場合には、当該相当額を事業実施主体を経由して機構に返還しなければならない。

## 1 1 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和元年度とする。

## 第5 機構の補助

- 1 機構は、予算の範囲内において、別表1に定める補助対象経費及び補助率により、事業実施主体が事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。
- 2 事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は補助の対象とならないものとする。
  - (1) 国庫補助事業等において補助金等の交付を受けている経費
  - (2) 事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
  - (3) 事業終了後も利用可能な汎用性の高い備品の購入経費
  - (4) その他当該事業の実施に直接関連のない経費

## 第6 補助金交付の手続等

### 1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに、取組主体から提出された事業実施計画を取りまとめ、自ら作成する事業実施計画とともに、別紙様式第2号の豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（飼養衛生管理強化支援事業）補助金交付申請書を理事

長に提出するものとする。

## 2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金交付決定があった後において、次に掲げる内容の変更をしようとする場合には、あらかじめ別紙様式第3号の豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（飼養衛生管理強化支援事業）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増
- (4) 設置場所の変更

## 3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第4号の豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（飼養衛生管理強化支援事業）補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

## 4 事業の実績報告

- (1) 養豚経営体は、第1の1の事業により施設整備等を実施した場合は、事業実績報告書を速やかに作成し、取組主体に提出するものとする。事業実績報告書の提出を受けた取組主体は、速やかに事業実施主体に提出するものとする。
- (2) 取組主体は、事業実績報告書を作成し、事業実施主体が定める期日までに、事業実施主体に報告するものとする。
- (3) 事業実施主体は、(1)及び(2)の事業実績報告を取りまとめ、自らの事業の実績とともに、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、別紙様式第5号の豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（飼養衛生管理強化支援事業）実績報告書を作成し、理事長及び県知事に提出するものとする。

ただし、事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日までとする。

## 第7 管理状況の報告

- 1 養豚経営体は、補助対象施設等（取得価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含まない。）の単価が50万円未満の機械・器具を除く。）に係る管理状況の報告書を、施設整備等が完了した年度の翌年度から起算して5年間、毎年度、取組主体を経由して事業実施主体に提出するものとする。

- 2 事業実施主体は、1により提出された報告書を取りまとめの上、別紙様式第6号の豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（飼養衛生管理強化支援事業）管理状況報告書を作成し、毎年度、6月30日までに理事長及び県知事に報告するものとする。

## 第8 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 事業実施主体は、機構に対して第6の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

- 2 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第6の4に係る実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第6の4に係る実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、別紙様式第7号の豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（飼養衛生管理強化支援事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合には、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合（事業実施主体自ら若しくはそれぞれの生産者集団等の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

## 第9 補助金の返納

- 1 事業実施主体は、補助金の支払を受けた者が、補助金の支払いを受けた後に実施要綱等に定める要件を満たさないことが判明した場合には、当該補助金の支払いを受けた者に指示を行い、事業実施主体に当該補助金の全額又は一部を速やかに返納させなければならない。

- 2 事業実施主体は、取組主体から、補助対象施設等の処分制限期間中、利用状況について報告を受け、その状況を把握するとともに、次に掲げる事由のいずれかに該当することが明らかになった場合において、このことに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、取組主体に対して補助金の全部又は一部の返還を命じることができるものとする。
  - (1) 養豚経営体が経営を中止したとき。
  - (2) 設置した補助対象施設等が滅失したとき。
  - (3) 申請書等に虚偽の記載をしたとき。
  - (4) 実施要綱等に定める変更の届出、報告等を怠ったとき。
- 3 事業実施主体は、2により取組主体から補助金の返還を受けた場合には、当該相当額を機構に返還するものとする。
- 4 事業実施主体は、自ら第1の1の事業による支援を実施した場合であつて、支援した養豚経営体について2に掲げる事由のいずれかに該当することが明らかになったときにおいて、このことに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、補助金の全部又は一部を機構に返還するものとする。

#### 第10 帳簿等の整備保管等

事業実施主体は、この事業に係る経理については、他と明確に区分し経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備保管するものとする。なお、その保管期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を整備保管するものとする。

#### 第11 調査及び報告

- 1 機構は、この要綱に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、事業実施主体、生産者集団等及び養豚経営体に対し調査し、又は報告を求め、若しくは指導することができるものとする。
- 2 事業実施主体及び県は、生産者集団等及び養豚経営体に対し、事業実施状況及び事業実績について調査し、又は報告を求め、若しくは指導することができるものとする。

別表 1

事業名	補助対象経費	補助率
<p>1 飼養衛生管理強化支援事業</p> <p>(1) 飼養衛生管理強化施設整備等事業</p> <p>(2) 飼養衛生管理強化推進事業</p>	<p>養豚経営体による衛生強化計画に基づく施設整備等を助成する取組について、必要な経費</p> <p>養豚経営体の衛生強化計画作成への支援や(1)の事業の円滑な推進を図るために行う取組に対し、必要な経費</p>	<p>1 / 2 以内</p> <p>定額</p>
<p>2 推進指導事業</p>	<p>事業実施主体が1の事業の円滑な推進を図るために行う、事業の推進、指導及び調査等の取組に対し、必要な経費</p>	<p>定額</p>

別表 2

項目	目的	対象
1 農場の衛生管理区域の厳格区分	(1) 人の出入対策	更衣室・シャワーユニット
	(2) 物の出入対策	①パスボックス
		②燻蒸庫
	(3) 車の出入対策	①出荷台
		②車両消毒施設
		③飼料搬入パイプ
	(4) 野生動物対策	①侵入防止フェンス
		②死体保冷保管庫
(5) 注意喚起	看板	
(6) 施設等消毒	高圧洗浄機	
2 その他発生子防・まん延防止	(1) 飲水消毒	飲水消毒装置
	(2) 環境からの感染防止	豚舎間通路
	(3) 野生動物対策	①壁等（小動物侵入防止）
②防鳥ネット		

注：補助対象施設等の設置に当たっては、その設置に必要なとなる簡易な資材を対象に含むことができるものとする。



別紙様式第1号

令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（飼養衛生管理強化支援事業）実施計画書の承認（変更）申請について

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名 印

豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業実施要綱別添2の第4の4の（2）の規定に基づき、関係書類を添えて承認（変更）申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

(単位：円)

事業名	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
1 飼養衛生管理強化支援事業 (1) 飼養衛生管理強化施設整備等事業 (2) 飼養衛生管理強化推進事業 2 推進指導事業				
合 計				

【添付資料】

- (1) 別添1 飼養衛生管理強化支援事業（取組主体が行う事業内容）
- (2) 別添2 推進指導事業
- (3) 緊急支援計画
- (4) 衛生強化計画
- (5) 事業費積算及び事業費の根拠資料
- (6) 実施要綱別添2の第4の4の(2)の農林水産省消費・安全局動物衛生課長との協議が整ったことを証する書類（写し）

注1：変更の場合は、事業内容及び添付資料について、変更部分が容易に比較対照できるよう2段書し、上段に変更前を（ ）書で記載すること。

注2：実施計画書の変更申請にあつては、頭書中「要綱別添2の第4の4の(2)」とあるのは、「要綱別添2の第4の4の(3)」とすること。

別添1 【飼養衛生管理強化支援事業】

(1) 飼養衛生管理強化施設整備等事業

取組主体	養豚経営体	内容	事業費 (円)	負担区分 (円)		備考
				機構補助金	その他	
	計					
合計						

【添付資料】 取組主体の推進事業に係る事業実施計画書

(2) 飼養衛生管理強化推進事業

取組主体	時期	内容	事業費 (円)	負担区分 (円)		備考
				機構補助金	その他	
	計					
合計						

別添2 【推進指導事業】

事業の内容

時期	内容	事業費 (円)	負担区分 (円)		備考 (積算基礎)
			機構 補助金	その他	
合計					

注1：事業の一部を委託する場合は、委託する事項、委託相手先名、委託額を明記すること。

注2：会議等の開催にあたっては、開催回数、開催時期、開催場所、構成及び人数、会議の内容について明記すること。

別紙様式第2号

令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（飼養衛生管理強化支援事業）補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名 印

令和 年度において、下記のとおり豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（飼養衛生管理強化支援事業）を実施したいので、豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業実施要綱別添2の第6の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（飼養衛生管理強化支援事業）実施計画書」のとおり

### 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
1 飼養衛生管理強化支援事業 (1) 飼養衛生管理強化施設整備等事業 (2) 飼養衛生管理強化推進事業 2 推進指導事業				
計				

注：事業を委託して実施する場合は、該当する事業費の欄にその委託費の額を（ ）書で記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

### 4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日                      令和    年    月    日

(2) 事業完了予定年月日                令和    年    月    日

### 5 添付書類

(1) 定款

(2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書

別紙様式第3号

令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（飼養衛生管理強化支援事業）補助金交付変更承認申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（飼養衛生管理強化支援事業）の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業実施要綱別添2の第6の2の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容  
別紙「令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（飼養衛生管理強化支援事業）実施計画書（変更）」のとおり
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

注：2及び3については、別紙様式第2号の様式に準じ、変更部分が容易に比較対照できるよう2段書し、変更前を（ ）書で上段に、変更後をその下段に記載すること。

別紙様式第4号

令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（飼養衛生管理強化支援事業）補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名 印

令和 年 月 日 付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業(飼養衛生管理強化支援事業)について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業実施要綱別添2の第6の3の(2)の規定に基づき請求します。

記

1 補助金概算払請求額

区分	交付決定		事業遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既概算 払受領 額 ④	今回概 算払請 求額 ⑤	令和 年 月 日まで 予定出来高 (④+⑤) /②	残額 ②-④ -⑤
	事業 費 ①	機構 補助 金 ②	事業 費 ③	機構 補助 金	事業費 出来高 ③/①				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
計									

注：それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名等 銀行 支店  
預金種類 普通預金・当座預金  
口座番号  
口座名義 (フリガナ)



別紙様式第5号

令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（飼養衛生管理強化支援事業）実績報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（飼養衛生管理強化支援事業）について、下記のとおり実施したので、豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業実施要綱別添2の第6の4の規定に基づきその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（飼養衛生管理強化支援事業）実績書」のとおり

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

注1：1～3は別紙様式第2号に準じて作成すること。

注2：3は、計画と実績が容易に比較対照できるよう2段書し、計画を（ ）書で上段に、実績をその下段に記載すること。

4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業実施期間

(1) 事業着手年月日                      令和 年 月 日

(2) 事業完了年月日                      令和 年 月 日

6 振込先金融機関名等

金融機関名等                              銀行                              支店

預金種類                                      普通預金・当座預金

口座番号

口座名義 (フリガナ)

別紙様式第6号

令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（飼養衛生管理強化支援事業）管理状況報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名 印

令和 年度における豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（飼養衛生管理強化支援事業）について、豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業実施要綱別添2の第7の2の規定に基づき、その管理状況を下記のとおり報告します。

記

1 事業名

令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（飼養衛生管理強化支援事業）

2 管理状況

別紙「令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（飼養衛生管理強化支援事業）管理状況」のとおり

別紙様式第6号の別紙

令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（飼養衛生管理強化支援事業）管理状況

（令和 年度導入、令和 年 月 日現在）

取組主体	養豚経営体	事業内容	完了年月日	管理状況	備考

【添付書類】

- ・養豚経営体ごとに作成した管理状況報告書

別紙様式第7号

令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（飼養衛生管理強化支援事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（飼養衛生管理強化支援事業）補助金について、豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業実施要綱別添2の第8の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（併せて、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額金 円を返還します。（返還がある場合、記載すること。））

記

- |   |  |   |   |
|---|--|---|---|
| 1 | 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額<br>(令和 年 月 日付け 農畜機第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額                            | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額                      | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3 - 2)                                       | 金 | 円 |

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）

- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[ ]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[ ]

注：記載内容の確認のための、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

## 別添3 経営再開支援事業

### 第1 事業の内容

事業実施主体は、次に掲げる事業を行うものとする。また、事業実施主体は、生産者集団等が次に掲げる事業を行う場合は、その実施に要する経費を補助するものとする。

#### 1 経営再開支援金交付事業

緊急支援計画に基づき、別添1の第1の1に規定する早期出荷等を実施した養豚経営体が、経営中止期間中の固定費に充てるための経営再開支援金を交付

#### 2 経営再開支援金交付推進事業

1の事業の円滑な推進を図るために行う取組

### 第2 事業の実施等

#### 1 事業実施要領の作成

事業実施主体は、第1の事業を実施するに当たり、生産者集団等に経費の一部を補助する場合は、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続等を定めた実施要領を作成し、理事長に提出し、承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

#### 2 事業の委託

事業実施主体は、本事業の一部を理事長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとする。

この場合、事業実施主体は、あらかじめ委託の趣旨、内容、仕組み、委託先、手数料等を定めた事業委託要領を作成し、理事長に報告するものとする。

#### 3 事業の実施要件

##### (1) 対象豚

対象となる豚は、緊急支援計画に基づき、別添1の第1により、緊急的にクリアリングを行い、経営再開のため、再導入された又は再導入することが確実に見込まれる豚とする。

##### (2) 対象豚の上限頭数

対象となる豚の上限頭数は、緊急支援計画に基づき、別添1の第1により、緊急的にクリアリングを行った頭数とする。

##### (3) 交付額

交付額は、別表の1頭当たりの経営再開支援金の単価を用い、以下の計算式で算出した額を交付するものとする。

$$\text{交付額} = \text{頭数} \times 1 \text{頭当たりの経営再開支援金の単価}$$

#### 4 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和元年度とする。

### 第3 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、事業実施主体が事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

### 第4 補助金交付の手続等

#### 1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに、別紙様式第1号の豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（経営再開支援事業）補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

#### 2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金交付決定があった後において、次に掲げる内容の変更をしようとする場合には、あらかじめ別紙様式第2号の豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（経営再開支援事業）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 事業費の30%を超える増減

(3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

#### 3 補助金の概算払

(1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。

(2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第3号の豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（経営再開支援事業）補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

#### 4 事業の実績報告

事業実施主体は、提出された事業の実績を取りまとめの上、自らの事業の実績とともに事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、別紙様式第4号の豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（経営再開支援事業）実績報告書を作成し、理事長に提出するものとする。

ただし、事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日までとする。



## 第5 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 事業実施主体は、機構に対して第4の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

- 2 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第4の4に係る実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第4の4に係る実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、別紙様式第5号の豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（経営再開支援事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合には、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合（事業実施主体自ら若しくはそれぞれの生産者集団等の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

## 第6 補助金の返納

- 1 事業実施主体は、養豚経営体が豚の再導入を完了するまでの間に経営を中止した場合において、このことに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、取組主体に対して補助金の全部又は一部の返還を命じることができるものとする。
- 2 事業実施主体は、1により取組主体から補助金の返還を受けた場合には、当該相当額を機構に返還するものとする。
- 3 事業実施主体は、自ら第1の1の事業による支援を実施した場合であって、支援した養豚経営体について1に該当することが明らかになったとき

において、このことに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、補助金の全部又は一部を機構に返還するものとする。

#### 第7 帳簿等の整備保管等

事業実施主体は、この事業に係る経理については、他と明確に区分し経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備保管するものとする。なお、その保管期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

#### 第8 調査及び報告

- 1 機構は、この要綱に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、生産者集団等、事業実施主体に対し調査し、又は報告を求め、若しくは指導することができるものとする。
- 2 事業実施主体及び県は、生産者集団等及び養豚経営体に対し、事業実施状況及び事業実績について調査し、又は報告を求め、若しくは指導することができるものとする。

別表

事業名	補助対象経費	補助率
<p>1 経営再開支援事業                      (1) 経営再開支援金交付事業</p> <p>(2) 経営再開支援金交付推進事業</p>	<p>別添1の第1により早期出荷等を実施した養豚経営体が、経営を再開するための経営再開支援金の交付</p> <p>(1)の事業の円滑な推進を行う取組に対し、必要な経費</p>	<p>1/2以内                      ただし、1頭当たりの経営再開支援金の単価は、                      ア 肥育豚                      12,000円                      イ 繁殖豚                      57,000円</p> <p>定額</p>
<p>2 推進指導事業</p>	<p>事業実施主体が1の事業の円滑な推進を図るために行う、事業の推進、指導及び調査等の取組に対し、必要な経費</p>	<p>定額</p>

別紙様式第1号

令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（経営再開支援事業）  
補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名 印

令和 年度において、下記のとおり豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（経営再開支援事業）を実施したいので、豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業実施要綱別添3の第4の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（経営再開支援事業）実施計画書」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
1 経営再開支援事業 (1) 経営再開支援金交付事業 (2) 経営再開支援金交付推進事業				
2 推進指導事業				
計				

注：事業を委託して実施する場合は、該当する事業費の欄にその委託費の額を（ ）書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 令和 年 月 日

(2) 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

5 添付書類

(1) 定款

(2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書

(3) 緊急支援計画

別紙様式第1号の別紙

令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業  
(経営再開支援事業) 実施計画書

1 経営再開支援事業計画

養豚経営体	出荷・淘汰			導入			交付対象頭数	
	時期 (年月日)	肥育豚 (頭)	繁殖豚 (頭)	時期 (年月日)	肥育豚 (頭)	繁殖豚 (頭)	肥育豚 (頭)	繁殖豚 (頭)
計								

2 経営再開支援金交付事業

(単位：円、頭)

内容	事業費 ①=②×③	単価 ②	頭数 ③	備考
ア 肥育豚				
イ 繁殖豚				
計				

3 経営再開支援金交付推進事業

(単位：円)

内容	事業費	積算根拠
計		

#### 4 推進指導事業

区分	事業費	積算根拠
計		

別紙様式第2号

令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（経営再開支援事業）  
補助金交付変更承認申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（経営再開支援事業）の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業実施要綱別添3の第4の2の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容  
別紙「令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（経営再開支援事業）実施計画書」のとおり
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

注：別紙様式第1号の記に準じ、変更部分が容易に比較対照できるよう2段書きし、上段に変更前を（ ）書きで記載すること。



別紙様式第3号

令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（経営再開支援事業）  
補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名 印

令和 年 月 日 付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあつた豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（経営再開支援事業）について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業実施要綱別添3の第4の3の（2）の規定に基づき請求します。

記

1 補助金概算払請求額

区分	交付決定		事業遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既概算 払受領 額 ④	今回概 算払請 求額 ⑤	令和 年 月 日まで 予定出来高 (④+⑤) /②	残額 ②-④ -⑤
	事業 費 ①	機構 補助 金 ②	事業 費 ③	機構 補助 金	事業費 出来高 ③/①				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
計									

注：それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名  
預金種類  
口座番号  
口座名義

別紙様式第4号

令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（経営再開支援事業）  
実績報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあつた豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（経営再開支援事業）について、下記のとおり実施したので、豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業実施要綱別添3の第4の4の規定に基づきその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容  
別紙「令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（経営再開支援事業）実績書」のとおり
- 3 事業に要した経費の配分及び負担区分

注1：1～3は別紙様式第1号に準じて作成すること。

注2：3は、計画と実績が比較できるように2段書きし、上段に交付決定額を（ ）書きし、下段に実績を記入すること。

4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業実施期間

(1) 事業着手年月日                      令和 年 月 日

(2) 事業完了年月日                      令和 年 月 日

6 振込先金融機関名等

金融機関名

預金種類

口座番号

口座名義

別紙様式第5号

令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（経営再開支援事業）に  
係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知の  
あった豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（経営再開支援事業）補助金について、  
豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業実施要綱別添3の第5の3の規定に基づき、  
下記のとおり報告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額金 円を返還  
します。（返還がある場合、記載すること。））

記

- 1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額  
（ 年 月 日 農畜機第 号による補助金額の確定通知額）  
金 円
- 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）  
金 円

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）

- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[ ]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[ ]

注：記載内容の確認のための、以下の資料を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

## 別添4 ハイリスク地域等衛生管理強化支援事業

### 第1 事業の内容

事業実施主体は、次に掲げる事業を行うものとする。また、事業実施主体は、生産者集団等が次の事業を行う場合は、その実施に要する経費を補助するものとする。

#### 1 ハイリスク地域等衛生管理強化支援事業

緊急支援計画に基づき、対象地域の飼養衛生管理レベルの高位維持のため、別添1の早期出荷等クリアリング支援又は別添2の飼養衛生管理強化支援の対象となった飼養管理施設及び豚コレラウイルスの侵入リスクの高い地域において、通常の衛生管理以上の取組を行う際に必要となる消毒薬、殺鼠剤等の衛生資材の掛かり増し分を導入・備蓄

#### 2 ハイリスク地域等衛生管理強化支援推進事業

1の事業の円滑な推進を図るために行う取組

### 第2 事業の実施等

#### 1 事業実施要領の作成

事業実施主体は、第1の事業を実施するに当たり、生産者集団等に経費の一部を補助する場合は、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続等を定めた実施要領を作成し、理事長に提出し、承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

#### 2 事業の委託

事業実施主体は、本事業の一部を理事長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとする。

この場合、事業実施主体は、あらかじめ委託の趣旨、内容、仕組み、委託先、手数料等を定めた事業委託要領を作成し、理事長に報告するものとする。

#### 3 事業の実施要件

##### (1) 導入・備蓄計画の作成

ア 取組主体は、第1の事業を実施するに当たっては、使用場所や頻度を考慮した備蓄量や保管場所を定めた衛生資材の導入・備蓄計画を作成することとする。

イ 導入・備蓄計画の作成に当たっては、別添2の第3の1の(1)の認定委員会の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

##### (2) 補助対象衛生資材

この事業の対象となる衛生資材は、別表2のとおりとする。

(3) 補助対象衛生資材の使用場所

この事業の対象となる使用場所は、別表3のとおりとする。

4 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和元年度とする。

第3 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表1に定める補助対象経費及び補助率により、事業実施主体が事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第4 補助金交付の手続等

1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに、別紙様式第1号の豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（ハイリスク地域等衛生管理強化支援事業）補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金交付決定があった後において、次に掲げる内容の変更をしようとする場合には、あらかじめ別紙様式第2号の豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（ハイリスク地域等衛生管理強化支援事業）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 事業費の30%を超える増減

(3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

(1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。

(2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第3号の豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（ハイリスク地域等衛生管理強化支援事業）補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

4 事業の実績報告

事業実施主体は、提出された事業の実績を取りまとめの上、自らの事業の実績とともに事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、別紙様式第4号の豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（ハイリスク地域等衛生管理強化支援事業）実績報告書を作成し、理事長に提出す

るものとする。

ただし、事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日までとする。

#### 第5 導入衛生資材の管理状況等の報告

取組主体は、事業により衛生資材を導入した場合にあっては、導入した年度から3年間は、毎年度末、事業実施主体に対し管理状況を報告するものとする。

事業実施主体は、報告された管理状況を取りまとめの上、自ら導入した衛生資材の管理状況とともに、導入した年度から3年間は、毎年度末、別紙様式第5号の豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（ハイリスク地域等衛生管理強化支援事業）に係る管理状況報告書を作成し、理事長に報告するものとする。

#### 第6 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 事業実施主体は、機構に対して第4の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

- 2 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第4の4に係る実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第4の4に係る実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、別紙様式第6号の豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（ハイリスク地域等衛生管理強化支援事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合には、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならな



い場合又はない場合（事業実施主体自ら若しくは生産者集団等の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

#### 第7 帳簿等の整備保管等

事業実施主体は、この事業に係る経理については、他と明確に区分し経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備保管するものとする。なお、その保管期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

#### 第8 調査及び報告

- 1 機構は、この要綱に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、生産者集団等、事業実施主体に対し調査し、又は報告を求め、若しくは指導することができるものとする。
- 2 事業実施主体及び県は、生産者集団等に対し、事業実施状況及び事業実績について調査し、又は報告を求め、若しくは指導することができるものとする。

別表 1

事業名	補助対象経費	補助率
1 ハイリスク地域等衛生管理強化支援事業 (1) ハイリスク地域等衛生管理強化支援事業	別添 1 の第 1 により早期出荷等を行った農場又は別添 2 の飼養衛生管理強化支援の対象となった農場（以下「事業参加農場」という。）の飼養衛生管理レベルの高位維持のための衛生資材等の導入・備蓄する取組に対し、必要な経費	定額
(2) ハイリスク地域等衛生管理強化支援推進事業	(1) の事業の円滑な推進を行う取組に対し、必要な経費	定額
2 推進指導事業	事業実施主体が 1 の事業の円滑な推進を図るために行う、事業の推進・指導及び調査等の取組に対し、必要な経費	定額

別表 2

対象となる衛生資材
(1) 消毒薬 (2) 殺鼠剤 (3) 殺虫剤 (4) 消毒薬等の散布に必要な防疫服等の資材 (5) その他必要な衛生資材

別表 3

衛生資材の使用場所
(1) 事業参加農場 (2) 事業参加農場が出荷すると畜場 (ただし、事業参加農場が所在する県内に限る) (3) その他必要な感染イノシシ確認地域内の場所

別紙様式第1号

令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業  
(ハイリスク地域等衛生管理強化支援事業) 補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名 印

令和 年度において、下記のとおり豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業(ハイリスク地域等衛生管理強化支援事業)を実施したいので、豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業実施要綱別添4の第4の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（ハイリスク地域等衛生管理強化支援事業）実施計画書」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
1 ハイリスク地域等衛生管理強化支援事業 (1) ハイリスク地域等衛生管理強化支援事業 (2) ハイリスク地域等衛生管理強化支援推進事業				
2 推進指導事業				
計				

注：事業を委託して実施する場合は、該当する事業費の欄にその委託費の額を（ ）書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 令和 年 月 日

(2) 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

5 添付書類

- (1) 定款
- (2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書
- (3) 緊急支援計画
- (4) 導入・備蓄計画

別紙様式第1号の別紙

令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業  
 (ハイリスク地域等衛生管理強化支援事業) 実施計画書

1 ハイリスク地域等衛生管理強化支援事業 (単位:円)

内容	数量 ①	単価 ②	事業費 ③=①×②	保管場所
衛生資材の種類				
計				

2 ハイリスク地域等衛生管理強化支援推進事業 (単位:円)

内容	事業費	積算根拠
計		

3 推進指導事業 (単位:円)

内容	事業費	積算根拠
計		

別紙様式第2号

令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業  
(ハイリスク地域等衛生管理強化支援事業) 補助金交付変更承認申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（ハイリスク地域等衛生管理強化支援事業）の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業実施要綱別添4の第4の2の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容  
別紙「令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（ハイリスク地域等衛生管理強化支援事業）実施計画書」のとおり
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

注：別紙様式第1号の記に準じ、変更部分が容易に比較対照できるよう2段書きし、上段に変更前を（ ）書きで記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業  
(ハイリスク地域等衛生管理強化支援事業) 補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名 印

令和 年 月 日 付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあつた豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業(ハイリスク地域等衛生管理強化支援事業)について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業実施要綱別添4の第4の3の(2)の規定に基づき請求します。

記

1 補助金概算払請求額

区分	交付決定		事業遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既概算 払受領 額 ④	今回概 算払請 求額 ⑤	令和 年 月 日まで 予定出来高 (④+⑤) /②	残額 ②-④ -⑤
	事業 費 ①	機構 補助 金 ②	事業 費 ③	機構 補助 金 ④	事業費 出来高 ③/①				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
計									

注：それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名  
預金種類  
口座番号  
口座名義

別紙様式第4号

令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業  
(ハイリスク地域等衛生管理強化支援事業) 実績報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあつた豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（ハイリスク地域等衛生管理強化支援事業）について、下記のとおり実施したので、豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業実施要綱別添4の第4の4の規定に基づきその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（ハイリスク地域等衛生管理強化支援事業）実績書」のとおり

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

注1：1～3は別紙様式第1号に準じて作成すること。

注2：3は、計画と実績が比較できるように2段書きし、上段に交付決定額を（ ）書きし、下段に実績を記入すること。



4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業実施期間

(1) 事業着手年月日                      令和 年 月 日

(2) 事業完了年月日                      令和 年 月 日

6 振込先金融機関名等

金融機関名

預金種類

口座番号

口座名義

別紙様式第5号

令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業  
(ハイリスク地域等衛生管理強化支援事業)に係る管理状況報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名 印

令和 年度における豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（ハイリスク地域等衛生管理強化支援事業）により導入した衛生資材の管理状況について、豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業実施要綱別添4の第5の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

別紙「令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（ハイリスク地域等衛生管理強化支援事業）に係る管理状況」のとおり

別紙様式第5号の別紙

令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業  
(ハイリスク地域等衛生管理強化支援事業)に係る管理状況  
(令和 年度導入、令和 年 月 日現在)

衛生資材の導入

保管場所	衛生資材	導入個数又は前年度在庫個数 ①	今年度使用数 ②	今年度末在庫数 ③=①-②	備考

(注) 補助を受けて導入した衛生資材について各翌年度の5月31日までに報告すること。

別紙様式第6号

令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（ハイリスク地域等  
衛生管理強化支援事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知の  
あった豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（ハイリスク地域等衛生管理強化支援  
事業）補助金について、豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業実施要綱別添4の第  
6の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額金 円を返還  
します。（返還がある場合、記載すること。））

記

- 1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額  
（ 年 月 日 農畜機第 号による補助金額の確定通知額）  
金 円
- 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）  
金 円

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）

- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[ ]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[ ]

注：記載内容の確認のための、以下の資料を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

## 別添5 繁殖雌豚再導入支援事業

### 第1 事業の内容

事業実施主体は、次に掲げる事業を行うものとする。また、事業実施主体は、生産者集団等が次に掲げる事業を実施する場合は、その実施に要する経費を補助するものとする。

#### 1 繁殖雌豚再導入事業

緊急支援計画に基づき別添1の第1の1に規定する早期出荷等を実施した養豚経営体が経営を再開するために必要となる繁殖雌豚の導入

#### 2 繁殖雌豚再導入推進事業

1の事業の円滑な推進を図るために行う取組

### 第2 事業の実施等

#### 1 事業実施要領の作成

事業実施主体は、第1の事業を実施するに当たり、生産者集団等に経費の一部を補助する場合は、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続等を定めた実施要領を作成し、理事長に提出し、承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

#### 2 事業の委託

事業実施主体は、本事業の一部を理事長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとする。

この場合、事業実施主体は、あらかじめ委託の趣旨、内容、仕組み、委託先、手数料等を定めた事業委託要領を作成し、理事長に報告するものとする。

#### 3 事業の要件

##### (1) 対象とする豚

補助対象とする豚は、緊急支援計画に基づき別添1の第1の1の事業により、緊急的にクリアリングを行った養豚経営体の経営再開のため、導入した繁殖雌豚（以下「導入繁殖雌豚」という。）とする。

##### (2) 導入繁殖雌豚の交付上限頭数

補助金の交付対象とする頭数は、緊急支援計画に基づき、別添1の第1の1の事業により、緊急的にクリアリングを行った繁殖雌豚の頭数を上限とする。

##### (3) 導入繁殖雌豚に係る要件

補助対象となる導入繁殖雌豚は、導入後、肉豚の産子を得るための交配に使用し、1産以上させること。

(4) 導入繁殖雌豚の管理・飼養規程

取組主体は、第1の1の事業で補助対象とする導入繁殖雌豚を導入する場合には、次に掲げる事項についての導入繁殖雌豚の管理・飼養規程をその導入前に設けるものとする。

取組主体は管理・飼養規程を設けた後、これを速やかに事業実施主体に提出するものとする。また、事業実施主体は、第4の1により交付決定を受けた後、自らの管理・飼養規程及び取組主体から提出された管理・飼養規程を速やかに理事長に提出するものとする。

- ア 導入繁殖雌豚の所有に関する事項
- イ 導入繁殖雌豚の飼養基準に関する事項
- ウ 導入繁殖雌豚の飼養場所に関する事項
- エ 導入繁殖雌豚の管理・飼養費に関する事項
- オ 管理・飼養代表者に関する事項
- カ その他導入繁殖雌豚の飼養に必要な事項

(5) 補助対象豚の貸付

取組主体が導入繁殖雌豚を養豚経営体へ貸し付ける場合については、次の事項についての貸付契約を締結するものとする。

取組主体は貸付契約を締結した後、当該貸付契約書を速やかに事業実施主体に提出するものとする。また、事業実施主体は、自ら締結した貸付契約書の写し及び取組主体が締結した貸付契約書の写しを実績報告書に添付するものとする。

- ア 導入繁殖雌豚の内容（品種、個体番号等）に関する規定
- イ 導入繁殖雌豚の貸付期間に関する規定
- ウ 導入繁殖雌豚の適正な飼養法に関する規定
- エ その他導入繁殖雌豚の貸付に必要な規定

(6) 導入繁殖雌豚の飼養期間及び取扱い

導入繁殖雌豚は、導入後3年間飼養することとし、当該期間の末まで飼養できなくなった場合は、速やかに理事長に報告するものとする。その場合は、「畜産業振興事業の実施について」の15の(5)に基づき当該対象豚に係る補助金相当額を機構に返還するものとする。ただし、災害、盗難、疾病等取組主体の責に帰さない事由であって、公的機関、獣医師等の証明がある場合は、この限りでない。また、(3)に定める要件を満たした後から、導入後3年までの間に導入繁殖雌豚を処分する場合、理事長は処分により生じる収益に補助率を乗じた金額を機構に返還する条件を付し、承認することができるものとする。

(7) 補助対象としない導入繁殖雌豚

他の国又は機構の事業により導入した繁殖雌豚は、第1の1の事業の補助対象としないものとする。

#### 4 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和元年度とする。

### 第3 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、事業実施主体が事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

### 第4 補助金交付の手続等

#### 1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに、取組主体から提出された事業実施計画を取りまとめ、自ら作成する事業実施計画とともに、別紙様式第1号の豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（繁殖雌豚再導入支援事業）補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

#### 2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合には、あらかじめ別紙様式第2号の豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（繁殖雌豚再導入支援事業）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

#### 3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第3号の豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（繁殖雌豚再導入支援事業）補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

#### 4 事業の実績報告

取組主体は、事業完了後遅滞なく、事業実施主体に対し当該年度に実施した事業の実績を報告するものとする。

事業実施主体は、提出された事業の実績を取りまとめの上、自らの事業の実績と合わせて、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、別紙様式第4号の豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（繁殖雌豚再導入支援事業）実績報告書を作成し、理事長に提出するものとする。



る。

ただし、事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日までとする。

## 第5 管理状況の報告

取組主体は、第1の1の事業により導入した導入繁殖雌豚に係る管理状況を、第2の3の(6)の飼養期間が終了するまでの間、毎年度、事業実施主体に対し報告するものとする。

事業実施主体は、提出された管理状況の報告書を取りまとめの上、自らが管理する導入繁殖雌豚の管理状況と合わせて、第2の3の(6)の飼養期間が終了するまでの間、毎年度、別紙様式第5号の豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業(繁殖雌豚再導入支援事業)管理状況報告書を作成し、毎年度、6月30日までに理事長に報告するものとする。

## 第6 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 事業実施主体は、機構に対して第4の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

- 2 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第4の4に係る実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第4の4に係る実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、別紙様式第6号の豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業(繁殖雌豚再導入支援事業)に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額(2の規定に基づき減額した場合には、その減じた金額を上回る部分の金額)を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合(事業実施主体自ら若しくはそれぞれの生産者集団等

の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。)であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

#### 第7 帳簿等の整備保管等

事業実施主体は、この事業に係る経理については、他と明確に区分し経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備保管するものとする。なお、その保管期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

#### 第8 調査及び報告

理事長は、この要綱に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、事業実施主体、生産者集団等及び養豚経営体に対し調査し、又は報告を求め、若しくは指導することができるものとする。

## 別表

事業名	補助対象経費	補助率
1 繁殖雌豚再導入支援事業 (1) 繁殖雌豚再導入事業	別添1の第1の1に規定する早期出荷等を実施した養豚経営体が経営を再開するために必要となる繁殖雌豚の導入に要する経費	1/2以内 ただし、1頭当たり4万円を上限とする。
(2) 繁殖雌豚再導入推進事業	(1)の事業を円滑に実施するために必要な経費	定額
2 推進指導事業	事業実施主体が1の事業の円滑な推進を図るために行う、事業の推進、指導及び調査等の取組に対し、必要な経費	定額

別紙様式第1号

令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（繁殖雌豚再導入  
支援事業）補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名 印

令和 年度において、下記のとおり豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（繁殖雌豚再導入支援事業）を実施したいので、豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業実施要綱別添5の第4の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（繁殖雌豚再導入支援事業）実施計画」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
1 繁殖雌豚再導入支援事業 (1) 繁殖雌豚再導入事業 (2) 繁殖雌豚再導入推進事業				
2 推進指導事業				
計				

注：事業を委託して実施する場合は、該当する事業費の欄にその委託費の額を  
（ ）書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

#### 4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日                      令和 年 月 日

(2) 事業完了予定年月日                令和 年 月 日

#### 5 添付書類

(1) 定款又は規約

(2) 最近時点の業務（事業）報告書及び業務（事業）計画書

(3) 緊急支援計画

別紙様式第1号の別紙

令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（繁殖雌豚再導入支援事業）実施計画

事業の内容

1 繁殖雌豚再導入支援事業

(1) 繁殖雌豚再導入事業

取組主体	養豚経営体	品種	導入頭数 (頭)	事業費 (円)	負担区分 (円)		備考 上段:事業費 (税抜) 下段:消費税
					機構 補助金	その他	
合計		名					

注1：同一の養豚経営体が複数品種を導入する場合は、品種ごとに記載すること。

注2：緊急支援計画に基づき、別添1の第1の1により、緊急的にクリアリングを行った繁殖雌豚の頭数が分かる資料を添付すること。

注3：実績報告書の提出時には、補助を受けて導入した繁殖雌豚1頭ごとに、導入繁殖雌豚の購入金額がわかる領収書等の写し及び導入繁殖雌豚の貸付契約書の写しを添付すること。

(2) 繁殖雌豚再導入推進事業

取組主体	時期	内容	事業費 (円)	負担区分 (円)		備考 (積算基礎)
				機構 補助金	その他	
合計						

## 2 推進指導事業

時期	内容	事業費 (円)	負担区分 (円)		備考 (積算基礎)
			機構補助金	その他	
合計					

注1：事業の一部を委託する場合は、委託する事項、委託相手先名、委託額を明記すること。

注2：会議等の開催にあたっては、開催回数、開催時期、開催場所、構成及び人数、会議の内容について明記すること。

別紙様式第2号

令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（繁殖雌豚再導入  
支援事業）補助金交付変更承認申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知  
のあった豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（繁殖雌豚再導入支援事業）につ  
いて、下記のとおり変更したいので承認されたく、豚コレラ衛生管理再生緊急  
支援事業実施要綱別添5の第4の2の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容  
別紙「令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（繁殖雌豚再導入  
支援事業）実施計画（変更）」のとおり
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

注：2及び3については、別紙様式第1号の様式に準じ、変更部分が容易に比  
較対照できるよう2段書し、変更前を（ ）書で上段に、変更後をその下  
段に記載すること。



別紙様式第3号

令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（繁殖雌豚再導入支援事業）補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名 印

令和 年 月 日 付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（繁殖雌豚再導入支援事業）について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業実施要綱別添5の第4の3の（2）の規定に基づき請求します。

記

1 補助金概算払請求額

区分	交付決定		事業遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既概算 払受領 額 ④	今回概 算払請 求額 ⑤	令和 年 月 日まで 予定出来高 (④+⑤) /②	残額 ②-④ -⑤
	事業 費 ①	機構 補助 金 ②	事業 費 ③	機構 補助 金	事業費 出来高 ③/①				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
計									

注：それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名等 銀行 支店  
預金種類 普通預金・当座預金  
口座番号  
口座名義 (フリガナ)

別紙様式第4号

令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（繁殖雌豚再導入  
支援事業）実績報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあつた豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（繁殖雌豚再導入支援事業）について、下記のとおり実施したので、豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業実施要綱別添5の第4の4の規定に基づき、その実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（繁殖雌豚再導入支援事業）実績書」のとおり

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

注1：1～3は別紙様式第1号に準じて作成すること。

注2：3は、計画と実績が容易に比較対照できるよう2段書し、計画を（ ）書で上段に、実績をその下段に記載すること。

4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業実施期間

(1) 事業着手年月日                      令和 年 月 日

(2) 事業完了年月日                      令和 年 月 日

6 振込先金融機関名等

金融機関名等                              銀行                              支店

預金種類                                      普通預金・当座預金

口座番号

口座名義 (フリガナ)

別紙様式第5号

令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（繁殖雌豚再導入  
支援事業）管理状況報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名 印

令和 年度における豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（繁殖雌豚再導入  
支援事業）について、豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業実施要綱別添5の第  
5の規定に基づき、その管理状況を下記のとおり報告します。

記

1 事業名

令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（繁殖雌豚再導入支援事  
業）

2 管理状況

別紙「令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（繁殖雌豚再導入  
支援事業）管理状況」のとおり

別紙様式第5号の別紙

令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（繁殖雌豚再導入  
支援事業）管理状況

（令和 年度導入、令和 年 月 日現在）

繁殖雌豚再導入支援事業

取組 主体	養豚 経営 体	整理番 号	血統 証明 番号	品 種	生年 月日	導入 年月 日	産 次	分娩 日	淘汰 年月 日	備 考
計 人		計 頭								

注1：補助を受けて導入した導入繁殖雌豚の令和3年3月31日、令和4年3月31日現在における管理状況について、各翌年度の6月30日までに報告すること。

注2：血統証明番号及び生年月日が判明している場合、それぞれの欄に記入すること。

注3：産次及び分娩日については1産以上報告すること。

注4：備考には、死亡、廃用（売却）の区分を明記すること。

別紙様式第6号

令和 年度豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（繁殖雌豚再導入支援事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業（繁殖雌豚再導入支援事業）補助金について、豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業実施要綱別添5の第6の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（併せて、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額金 円を返還します。（返還がある場合、記載すること。））

記

- |   |  |   |   |
|---|--|---|---|
| 1 | 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額<br>(令和 年 月 日付け 農畜機第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額                            | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額                      | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2）  | 金 | 円 |

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)

- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[ ]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[ ]

注：記載内容の確認のための、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料